

百万本植樹事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、みどり豊かな県土と潤いのある生活環境を創造するため、県民一人一人が身近なみどりを造成することにより県民の緑化思想の高揚を図り、緑化活動への積極的参加を促すこと、また、東日本大震災で失われたみどりの復元を目的とし、市町村、住民団体、ボランティア団体、企業等その他知事が適当と認める者（以下「団体等」という。）が自ら植樹を行う百万本植樹事業（以下「事業」という。）を実施する際に、該当団体等に県が予算の範囲内において、緑化木及び植樹用資材並びに標柱（以下「緑化木等」という。）を配布するものとし、事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類)

第2 事業の種類は次のとおりとする。

- (1) みどりづくり支援事業
- (2) 被災地支援事業

(事業対象地)

第3 第2の事業で対象となる箇所は、この事業の実施により地域の生活環境の向上が図られる箇所で、かつ、日照、土壌、水はけ等の条件を踏まえ、植樹後に緑化木が適切に生育できる環境であると認められる箇所とし、別表に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。

ただし、県所管公共施設で事業を行う場合、事業実施者は施設管理者以外に限るものとする。

(緑化木等の種別及び数量)

第4 第2の事業で配布する緑化木等の種別及び数量は、別表のとおりとする。

(植栽実施時期)

第5 植栽は、秋季（9月から11月まで）に実施するものとする。

(事業の実施)

第6 事業を実施しようとする者（以下「申込者」という。）は、その年度における百万本植樹事業緑化木等配布申込書（様式第1号）に、事業実施計画書（様式第2号）（以下「実施計画書」という。）を添付して知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により申込者から実施計画書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、これを承認し、その旨を当該申込者、事業対象地を所管する地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長（以下「所長」という。）及び市町村長に通知するものとする。

3 知事は、前2項の規定により実施計画を承認した申込者（以下「事業実施者」という。）に対して、予算の範囲内において緑化木等を配布するものとする。

(事業計画の変更等)

第7 事業実施者は、第6第2項で承認を受けた実施計画を変更する場合は、百万本植樹事業計画変更申請書（様式第3号）に百万本植樹事業変更計画書（様式第4号）を添付して知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事業実施者は、事業を中止又は廃止する場合は、速やかに百万本植樹事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出して、知事の承認を受け、その指示に従うものとする。

3 知事は、前2項の規定に基づき、申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、これを承認し、その旨を当該申請者、事業対象地を所管する所長及び市町村長に通知するものとする。

(事業完了報告)

第8 事業実施者は、事業が完了した場合は、速やかに事業完了報告書(様式第6号)により知事に報告しなければならない。

(完了確認調査)

第9 所長は、第8の規定に基づき事業完了報告書が提出されたときは、速やかに確認調査を実施するものとする。

2 確認調査の方法は、第8の規定に基づき提出された書類の調査(以下「書類の調査」という。)及び現地調査により実施するものとする。ただし、植樹本数が20本以下で書類の調査により事業の適正な遂行を確認できるときは、現地調査を省略することができるものとする。

3 所長は、前項の規定に基づき現地調査を実施するときは、その実施についてあらかじめ様式第7号により事業実施者あて通知するものとする。

4 現地調査は、原則として事業実施者の立会いの上、実施するものとする。

5 所長は、前項の確認調査を実施したときは、事業完了報告書(様式第6号)及び確認調査報告書(様式第8号)の写しを添付し、知事にその結果を報告するものとする。

(事業名の表示)

第10 事業実施者は、事業実施地に別に配布される事業名等を明記した標柱を設置するものとする。

(書類の提出等)

第11 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その提出に当たっては事業対象地を所管する市町村長及び所長を経由するものとする。

(事業地の管理等)

第12 事業実施者は、所長の指導助言の下にこの事業により植樹した緑化木等の良好な維持管理に努めるとともに、事業の趣旨に沿い地域住民に対して緑化活動への参加を促すものとする。

附 則

この要綱は、平成5年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

百万本植樹事業事務取扱要領(平成5年9月24日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

緑化木等配布対象要件

事業名	みどりづくり支援事業	被災地支援事業
事業対象地基準	<p>日照、土壌、水はけ等の条件を踏まえ、植樹後に緑化木が適切に生育できる環境であると認められる箇所、下記1～3のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1 緑化によりイメージアップが図られる県及び市町村が管理する下記の公共施設等。 ただし、県所管公共施設で事業を行う場合、事業実施者は施設管理者以外に限るものとする。 (1) 学校 (2) 市町村庁舎等 (3) 体育館、グラウンド、図書館、公園等公共施設 (4) 道路、河川敷等 (5) その他</p> <p>2 企業の事務所、工場敷地等周辺環境と一体的に緑化を図る必要があると認められる所</p> <p>3 緑化推進のモデルとなる地域で知事が適当と認める所</p>	<p>東日本大震災で被害を受け、左記に該当する所とする。</p>
緑化木等の種別及び数量	<p>1 緑化木 緑化木は、別に定める百万本植樹事業緑化木一覧表（以下「一覧表」という。）に掲げる樹種の中から、在来種を基本として、申込者が配布を希望する樹種を選択して申し込むものとする。 ※在来種とは、「国内に自生し、一覧表に示している樹種」とする。</p> <p>2 植樹用資材 必要に応じて支柱及び肥料を併せて申し込むことができる。また、鳥獣による食害が懸念される場合は、忌避剤等鳥獣害防止資材について申し込むことができる。 配布される資材の基本的な仕様については次のとおり。</p> <p>① 支柱</p> <p>1) 樹高0.5m未満 1本支柱用 真竹：長さ 0.5m 1本</p> <p>2) 樹高0.5m以上 1本支柱用 真竹：長さ 1.5m 1本</p> <p>3) 樹高3.0m以上 ハッ掛型用 真竹：長さ 5.0m 3本</p> <p>② 肥料</p> <p>1) 樹高0.5m未満 バーク堆肥：1本あたり1kgまで</p> <p>2) 樹高0.5m以上 バーク堆肥：1本あたり2kgまで</p> <p>3) 樹高2.0m以上 バーク堆肥：1本あたり5kgまで</p> <p>4) 樹高3.0m以上 バーク堆肥：1本あたり10kgまで</p> <p>③ 鳥獣害防止資材 鳥獣害防止資材を希望する場合、適用する資材及び量については、植栽する緑化木の本数、現地状況、使用方法等を踏まえ、申込者との協議の上、決定する。</p> <p>3 標柱 1事業箇所当たり1基配布される。</p> <p>4 緑化木等経費の上限は、予算の範囲内で知事が別に定めるものとする。</p> <p>5 配布される緑化木等の種別及び数量は、予算の範囲内で知事が査定し決定する。</p>	
配布対象外	<p>枯損木等の補植については配布対象外とする。</p>	